

平成28年3月
第146号

かごしま市

中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市経済振興部 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL099-216-1325 FAX099-216-1303
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>
この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



鹿児島市ものづくり職人人材マッチング事業

～2月3日に開催された「ものづくり業界就職面談会」

この事業は、ものづくりを支える職人に興味のある若年者に職場体験等の場を提供することにより、担い手の掘り起しを行い、ものづくり分野での就業・起業につなげることを目的として、鹿児島市が南日本リビング新聞社に委託して実施している事業です。

目次 CONTENTS

- 2 トライアル雇用奨励金、障害者トライアル雇用奨励金、市トライアル雇用支援金
- 3 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金、高齢者雇用開発特別奨励金)、市就職困難者等雇用奨励金
- 4 雇用調整助成金、高年齢者等の雇用確保措置
- 5 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出
- 6 障害者雇用納付金・調整金等の申告・申請、障害者の雇用
- 7 市障害者技能向上奨励金
- 8 本市の勤労者のワーク・ライフ・バランスの状況、中小企業退職金共済制度
- 9 市中小企業融資制度
- 10 プロフェッショナル人材戦略拠点、輸出チャレンジ支援事業
ものづくり職人人材マッチング事業
- 11 消費生活出張講座、マイナンバー制度、簿記検定
- 12 '16 新就職者激励大会、よかセンターの会員募集

人材の確保を
支援します！

各種給付金制度

鹿児島労働局では、新たな雇入れや雇用の維持等に対して、助成金や奨励金の制度があります。また、労働局の制度に上乗せした鹿児島市の制度もありますので、ぜひご活用ください。

<新たな雇入れ等>

◆トライアル雇用奨励金◆

(鹿児島労働局職業対策課)

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により短期間（原則として3カ月間）試行的に雇用し、その間に業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行等を図る事業主に対して支給されます。

対象者	支給額
① これまでに就労経験のない職種または業務に就くことを希望する者 ② 離転職を繰り返している者 ③ 直近で1年を超えて離職している者 ④ 母子家庭の母、父子家庭の父	トライアル雇用した対象労働者1人につき、月額最大4万円 ただし母子家庭の母、父子家庭の父は月額最大5万円 (最長3カ月)

◆障害者トライアル雇用奨励金当^(注1)◆

(鹿児島労働局職業対策課)

就職が困難な障害者を一定期間（原則として3カ月間^(注2)）試行的に雇用し、その適性や業務遂行可能性を見極め、相互理解を促進し、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る事業主に対して支給されます。

対象者	支給額
<障害者トライアル> ① 重度の身体又は知的障害者 ② 精神障害者 ③ 上記を除く障害者で、就労経験のない職業に就くことを希望する者 ④ 上記を除く障害者で、離転職を繰り返している者 ⑤ 上記を除く障害者で、直近で6カ月を超えて離職している者 <障害者短時間トライアル> ① 精神障害者 ② 発達障害者	<障害者トライアル> 対象労働者1人につき、月額最大4万円（最長3カ月） <障害者短時間トライアル> 対象労働者1人につき、月額最大2万円（最長12カ月）

(注1) 障害者短時間トライアル雇用奨励金（雇入時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、同期間中にこれを20時間以上とすることを旨とするもの）を含みます。

(注2) 障害者短時間トライアル期間は、3カ月から12カ月

さらに！対象者・事業所が鹿児島市内の場合、鹿児島市が上乗せで助成します！

◆鹿児島市トライアル雇用支援金◆

(市雇用推進課)

市内に事業所を有し、対象労働者をトライアル雇用として雇入れ、国の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」等の支給決定を受けた事業主に対して、支援金を支給します。

<ただし、次の要件をいずれも満たしていることが必要です>

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 申請日において引き続き対象労働者を雇用していること

支給額
対象労働者に対する国のトライアル雇用奨励金又は障害者トライアル雇用奨励金等の支給決定金額の2分の1（最大6万円）

<高齢者、障害者等の雇用促進>

◆特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)◆

(鹿児島労働局職業対策課)

高年齢者、障害者など、就職が特に困難な方々(「特定就職困難者」といいます。)をハローワーク等の紹介で新たに常用労働者(雇用保険一般被保険者)として雇い入れた事業主に対して、賃金に相当する額の一部を勤務実態に応じて助成します。

対 象 者	支 給 額
① 高年齢者(雇入れ時に60歳以上65歳未満の者) ② 身体障害者 ③ 知的障害者 ④ 精神障害者 ⑤ 母子家庭の母等 ⑥ 父子家庭の父 ⑦ 中国残留邦人等永住帰国者	対象労働者の雇入れ後1年間(重度障害者等は大企業1年6カ月、中小企業3年間)に支払われた賃金に相当する額に対して次の助成率で支給します。 ・大企業…30万円～50万円 (重度障害者等100万円) ・中小企業…40万円～120万円 (重度障害者等240万円)

◆特定求職者雇用開発助成金(高齢者雇用開発特別奨励金)◆

(鹿児島労働局職業対策課)

65歳以上の離職者(離職日前1年間に被保険者期間が6カ月以上あった者で、離職後3年以内の者)をハローワーク等の紹介で新たに常用労働者(1週間に所定労働時間が20時間以上あり1年以上継続して雇用)として雇い入れた事業主に対して、その労働者の賃金の一部を勤務実態に応じて助成します。

対 象 者	支 給 額
① 雇い入れに係る事業主以外の事業主と1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にないもの ② 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者 ③ 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上あった者	対象労働者の雇入れ後1年間に支払われた賃金に相当する額の一部を助成します。 ・大企業…30万円～50万円 ・中小企業…40万円～60万円

さらに！対象者・事業所が鹿児島市内の場合、鹿児島市が上乗せで助成します！



◆鹿児島市就職困難者等雇用奨励金◆

(市雇用推進課)

市内に在住する障害者、高年齢者、母子家庭の母等、父子家庭の父及びその他就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇用した市内に事業所のある中小企業の事業主(雇用保険の適用事業所)の方に奨励金を支給します。

対 象 者	支 給 額
重度身体(又は知的)障害者、精神障害者、重度以外の障害者(45歳以上)	1人月額6,000円を12カ月
重度以外の障害者(45歳未満)	1人月額3,000円を12カ月
高年齢者、母子家庭の母等、父子家庭の父、その他就職が特に困難な者	1人月額3,000円を6カ月

<雇用の維持等>

◆雇用調整助成金◆

(鹿児島労働局職業対策課)

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇いを維持していただく場合に、休業・教育訓練又は出向に係る手当等の一部が助成されます。

支 給 額
《休業の場合》 厚生労働大臣が定める方法により算定した休業手当に相当する額の2/3（大企業は1/2）
《教育訓練の場合（①と②の合計額）》 ①厚生労働大臣が定める方法により算定した教育訓練に対する賃金相当額の2/3（大企業は1/2） ②訓練費として、1人1日あたり1,200円
《出向の場合》 出向元事業主の負担額（出向前の通常賃金の概ね1/2を上限）の2/3（大企業は1/2）

★この他にも、様々な雇用促進制度があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局職業対策課 ☎219-8712
 (雇用調整助成金については ☎219-5101)
 市雇用推進課 ☎216-1325

※鹿児島労働局のホームページでも確認できます。

鹿児島労働局

検索

あなたの会社は

希望者全員が65歳まで働ける制度 になっていますか？

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、企業規模に関わらず、法定定年年齢を60歳以上としつつ、65歳までの雇用確保措置として、以下のいずれかの措置の実施を事業主に義務付けています。

- ①定年年齢の65歳への引き上げ
- ②60歳以上の定年後、65歳までの継続雇用制度の導入
- ③定年制度の廃止

従業員を一人でも雇用している企業で、上記の①～③の雇用確保措置を未実施の場合は、早急に制度を導入し、就業規則等の改訂をお願いします。

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 企画部門 ☎250-6090

女性活躍推進法 28年4月1日から全面施行されます

～一般事業主行動計画の策定・届出をしましょう～

- 女性活躍推進法は、職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律です。平成28年4月1日から、一般事業主に関する部分が施行されます。

一般事業主が実施すべき事項とは

常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対しては、次のとおり義務づけられています。（常時雇用する労働者が300人以下の事業主には、努力義務とされています。）

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ②状況把握、課題分析を踏まえ、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定・社内周知・公表・届出
- ③女性の活躍に関する状況の情報の公表

* 「行動計画策定支援ツール」をご活用下さい *

～自社の状況に合った女性活躍の状況の把握、課題分析、行動計画の策定を行うことができます

「行動計画策定支援ツール」は、状況把握や課題分析の方法・手順を示した「策定支援マニュアル」と、マニュアルで示された手法により課題分析を行うために必要なデータの入力を支援する「入力支援ツール」から成ります。法律に基づいて一般事業主に行っていただく事項への対応を支援します。

* 「女性の活躍推進企業データベース」をご活用下さい *

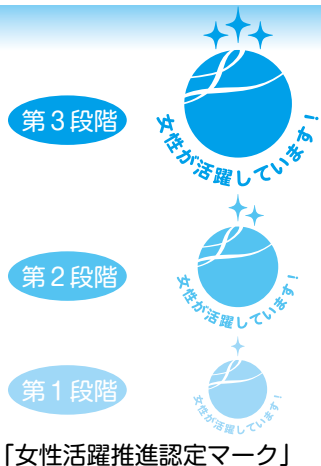
～自社の「女性の活躍の状況に関する情報公表」及び「行動計画の外部への公表」を掲載できます

「女性の活躍推進企業データベース」には、企業における女性の活躍状況に関する情報が一元的に集約されています。

* 優良企業の「認定」の取得を目指して取組みましょう *

～認定マークで、自社の取組のPRやイメージアップ等を

- 行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- 認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。
- 認定を受けている間、事業主は厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに表示することができます。女性の活躍を推進する企業であることをアピールでき、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。



■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用均等室 ☎222-8446

※資料や様式は、厚生労働省ホームページの女性活躍推進法特集ページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

女性活躍推進法特集ページ

検索

障害者雇用納付金・調整金等の申告・申請が始まります

平成28年4月1日からスタート「申告・申請書作成支援シート」が便利です！

平成28年4月1日から、障害者雇用納付金制度に基づく平成28年度障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金・報奨金等の申請の受付が始まります。

「申告・申請書作成支援シート」を利用すると、作成がより簡便・正確にできます。また、インターネットを利用した「電子申告申請」ができるので、窓口への持参又は郵送が不要となります。

障害者雇用納付金の申告

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成27年4月から常用雇用労働者数が100人を超えるすべての事業主は、障害者雇用納付金の申告が必要です。

そのうち、雇用している障害者数が法定雇用率（2%）に基づき算定した法定雇用障害者数を下回っている場合は、**5月16日までに申告及び納付金の納付が必要です。**

障害者雇用調整金の申請

障害者雇用納付金の申告対象事業主のうち、法定雇用障害者数を上回って障害者を雇用している場合は、**5月16日までに申請**いただければ障害者雇用調整金が支給されます。

報 奨 金 の 申 請

常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、支給要件として定められた数を超えて障害者を雇用している場合は、8月1日までに申請いただければ報奨金が支給されます。

■お問い合わせ、申告・申請の受付窓口■

(独立行政法人) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部 (高齢・障害者業務課)

〒890-0068 東郡元町14番3号 ポリテクセンター鹿児島内

☎813-0132 FAX 250-5152 機構ホームページ <http://www.jeed.or.jp/>

障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります！

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、以下の①～③について、平成28年4月1日から施行されます。

① 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

② 雇用の分野での合理的配慮の提供の義務

合理的配慮としては、「視覚障害のある方に、点字や音声で採用試験を行うこと（募集・採用時）」や「精神障害がある方などに、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること（採用後）」等をいい、事業主には、これらの措置を過重な負担にならない範囲で提供する必要があります。

③ 相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、障害者からの相談体制を整備する必要があります。また、差別禁止や合理的配慮の提供についての苦情を自主的に解決するよう努めなければなりません。

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 事業所第2部門 ☎250-6091

意欲ある従業員を応援する企業を支援します！

鹿児島市障害者技能向上奨励金のご案内

鹿児島市では、鹿児島県障害者技能競技大会（アビリンピック県大会）出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し、技能習得に要する経費の一部を「鹿児島市障害者技能向上奨励金」として助成しています。

補助率	補助対象経費の10/10（ただし、1事業所あたり5万円が限度額）
-----	----------------------------------

- ◆アビリンピック県大会に出場する市内在住の従業員を雇用する市内の事業主が対象です。
- ◆納期の到来している市税を完納している事業主に限ります。

奨励金の交付対象経費とは・・・

アビリンピック県大会出場に向けた技能習得のための訓練等（訓練用材料の購入等の事前準備を含む）に要する経費が対象となります。

1. 訓練指導を行う外部講師に対する謝金
2. 外部講師の旅費
3. 訓練用材料、消耗品の購入費
4. 会場使用費、訓練用器工具使用費
5. その他、訓練の実施に必要と認められる経費



交付対象期間

毎年度、4月1日からその年度に開催されるアビリンピック県大会の前日までの期間



<ご注意>

奨励金の交付申請をする場合は、訓練等（訓練用材料の購入等の事前準備を含む）を開始する前までに申請してください！

平成27年度鹿児島市勤労者労働基本調査・勤労者等意識調査 調査結果より

本市の勤労者の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について

今年度実施した「鹿児島市勤労者労働基本調査」及び「鹿児島市勤労者等意識調査」の結果の中から、本市の勤労者の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に関して紹介します。

◇理想の生活スタイルは「両立」が最多

現在の生活スタイルについては「仕事を優先」と回答した人が45.4%で最も高い結果となった一方で、理想の生活スタイルについては、「仕事、家庭・個人生活を両立」と回答した人が、男女ともに約7割を超える結果となりました。

◇仕事と生活のバランスを図るための取組 事業所と就労者の意識

「変形労働時間制度」、「時間単位・半日単位の休暇制度」など多様な勤務体系に関する項目は事業所側の方が高く、「計画的休暇取得のルール作り」、「休みが取りやすいように工夫された名称の休暇制度の導入」など、休暇取得促進に関する項目は就労者側の方が高い傾向がみられました。

(勤労者労働基本調査より)

設問：仕事と生活のバランスを図るため、貴社で取り組まれている制度はありますか。【いくつでも〇】

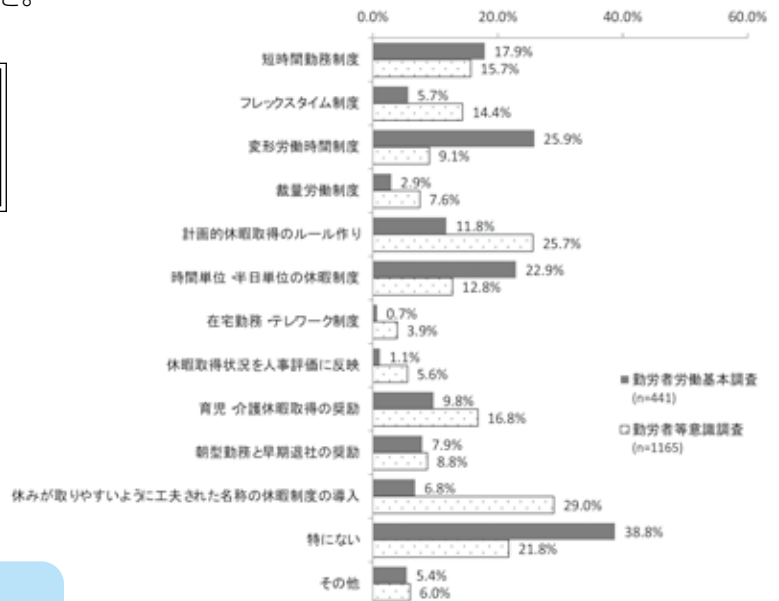
(勤労者等意識調査より)

設問：仕事と生活のバランスを図る上で、あなたは職場に何を望みますか。【いくつでも〇】

業種別や従業員規模別などでも集計していますので、幅広くご活用下さい！

※鹿児島市ホームページでもご覧いただけます。

ホーム>産業・ビジネス>雇用・労働>勤労者に関する調査>「平成27年度鹿児島市勤労者労働基本調査・勤労者等意識調査結果」



(平成27年度鹿児島市勤労者労働基本調査・勤労者等意識調査)

■お問い合わせ■

市雇用推進課 ☎216-1325

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくはホームページをご覧ください



<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

鹿児島市中小企業融資制度

～事業資金の調達にお役立てください～

鹿児島市では、市内中小企業の経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けています。融資を受ける際に鹿児島県信用保証協会に支払う保証料については、一部または全部を市が補助しています。



■主な申込要件（資金毎に要件があります）

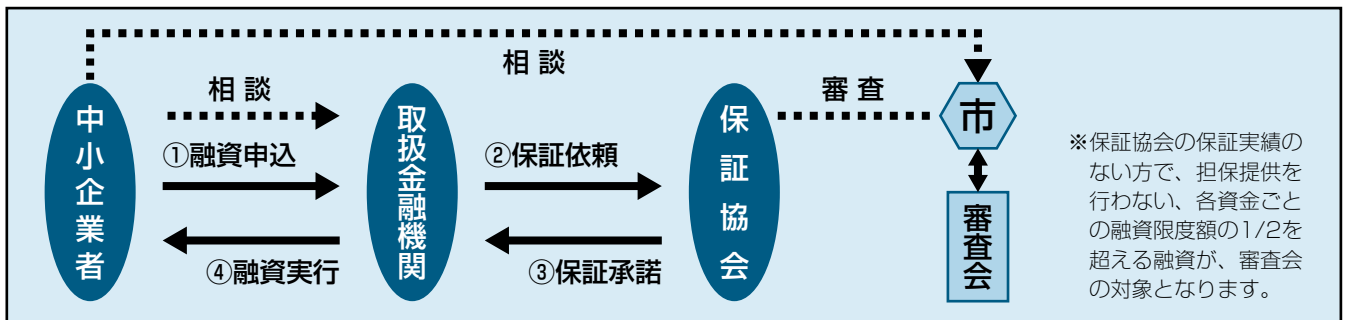
- (1) 市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者（創業支援資金を除く）
- (2) 納期の到来している市税を完納していること
- (3) 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- (4) 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- (5) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

■主な資金

（運：運転資金、設：設備資金）

内 容	融 資 限 度 額
産業振興資金（事業振興や経営改善のための資金）	運・設 3,000万円
創業支援資金（市内で新たに事業を開始する方、または事業実績が6月未満の方に対する資金）	運・設 1,000万円 （うち運転資金は700万円以内）
特別小口資金（小規模企業者に対する資金）	運・設 1,250万円
小規模企業支援資金（小規模企業者に対する資金）	運・設 1,250万円（ただし、既存の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内）
環境配慮促進資金（環境に配慮した設備の導入や活動等に対する資金）	運・設 3,000万円
新事業展開支援資金（転業や多角化、事業拡大、新産業創出研究会参加者、新特産品コンクール入賞者に対する資金）	運・設 1,200万円（転業・多角化） 3,000万円（事業拡大・新産業創出研究会部会・新特産品コンクール）

■申込みから融資まで



☆融資の申込み先は、取扱金融機関の窓口です。

■取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・鹿児島興業信用組合
 鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行
 宮崎銀行・宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫

■お問い合わせ■ 市産業支援課金融係 ☎216-1324 又は上記取扱金融機関

プロフェッショナル人材戦略拠点を開設しました！

～企業のチャレンジを担える人材とのマッチングをお手伝いします～

プロフェッショナル人材戦略拠点では、人材戦略マネージャーをはじめ3人のスタッフが、県内の中堅・中小企業の新製品開発、新規販路開拓等各分野における新たなチャレンジを担える人材と企業とのマッチングをサポートします。

経営課題へ
チャレンジ!

- ・「今の経営でもやっていけるが、5年後、10年後を考えて今のうちに手を打っておきたい。」
- ・「自社の技術に自信はある。域外や海外への展開に向けて今こそ勝負したい！」など

まずは、プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください。

■相談申し込み・お問い合わせ■

(公益財団法人)かごしま産業支援センター 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点
鹿児島市名山町9番1号(県産業会館2階)

☎219-9277 FAX219-9266 E-Mail: projinzai@kric.or.jp

輸出チャレンジ支援事業のご案内

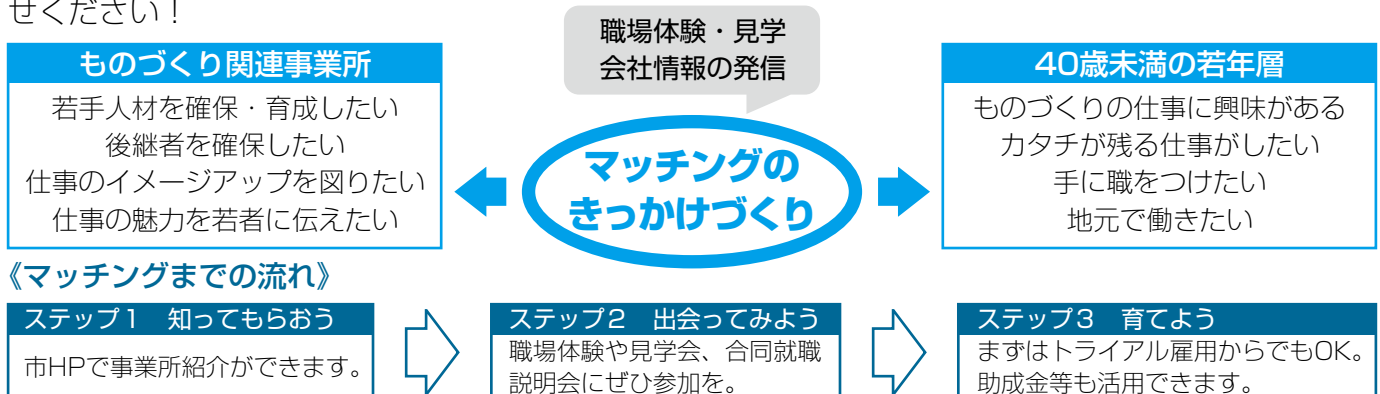
市内中小企業者の海外販路拡大を促進するため、日本貿易振興機構等が主催する海外で開催される合同展示会などへの出展に要する経費（出展料、渡航費など）の一部を助成します。

- 【対象者】 市税を完納し、市内に主たる事業所がある中小企業者など
- 【助成額】 出展経費の2分の1以内（※上限：初出展企業20万円・それ以外15万円）
- 【申請方法】 申請は随時受付、所定の申請用紙に必要書類を添えて提出
※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。
- <http://www.city.kagoshima.lg.jp/keizai/keizaishinko/kei-seisaku/sangyo/shokogyo/kaigaitenkai/yushutsu-h27.html>

■お申し込み・お問い合わせ■ 市経済政策課 電話 216-1318

若い力を仕事に生かしませんか！～ものづくり職人人材マッチング事業～

ものづくりに興味のある“若年者”に職業体験等の場を提供することにより、担い手の掘り起しを行い、ものづくり分野での就業・起業につなげることを目的としている事業です。ぜひ、お問い合わせください！



■お問い合わせ■ 南日本リビング新聞社 ☎222-7290
市雇用推進課 ☎216-1325

社内研修にご利用ください！

消費生活出張講座

消費生活相談員が職場などへ出向いて、消費生活に関する出張講座を行います。

社会人として身につけておきたい契約の基礎知識や悪質商法の対処法、多重債務・借金問題などについてお話しします。新入社員向けなど社内での研修に、ぜひご利用ください。

○対象 市内の企業や団体

○講座内容 (例) ・社会人に多い消費者トラブル
・多重債務、クレジットカードのしくみ など

○講座時間 30分～90分程度(調整可) ※受講は無料です！

○申し込み 実施希望日時の1カ月前までに電話で市消費生活センターへ

■申し込み・お問い合わせ■ 市消費生活センター ☎258-3611

事業者もマイナンバーを取り扱います

○パートやアルバイトを含む従業員を雇用するすべての事業者は、税と社会保障の手続きで、マイナンバーを取り扱う必要があります。

○従業員やその扶養家族のマイナンバーの取得と書類への記載、関係機関への提出手続きが必要です。

○税や社会保険の書類の様式が変わり、マイナンバーの記載欄が追加されています。税の関係は国税庁や総務省、社会保険の関係は厚生労働省の各ホームページ等で詳細な情報を確認してください。また折込チラシも合わせてご覧ください。

※詳しくは、下記のお問い合わせ先、またはマイナンバーのホームページをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> または で検索ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

■お問い合わせ■ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)

受付時間：平日9時30分～22時、土日祝日9時30分～17時30分(4月1日以降は平日のみで9時30分～17時30分)

第143回 日商簿記検定試験のご案内

簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、企業の経営成績と財政状態を明らかにする技能です。また、企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために、必須の知識です。

【試験日】 6月12日(日) 【申込期間】 4月4日(月)～5月13日(金)

【受験料】 1級：7,710円 2級：4,630円 3級：2,570円 4級：1,640円

※インターネット申し込みの場合は、ネット受付事務手数料が別途必要です。

【申込方法】 鹿児島商工会議所13階窓口へ受験料をご持参いただくか、鹿児島商工会議所のホームページからお申し込みください。

※窓口受付：平日の8:30～17:00 インターネット受付：24時間対応

■申し込み・お問い合わせ■ 鹿児島商工会議所会員サービス部

東千石町1-38 アイム13階 ☎225-9522 Email: kaiinka@gamma.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.kagoshima-cci.or.jp/>

'16鹿児島市新就職者激励大会

～未来は君が拓く～

市では、鹿児島公共職業安定所や経済団体等と共催で、この春新しく鹿児島市の事業所に就職する若人の門出を祝福し、激励するため、「'16鹿児島市新就職者激励大会 ～未来は君が拓く～」を開催します。今春採用予定の新社会人の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

◆日時：平成28年3月24日(木) 10時～15時

◆会場：鹿児島市勤労者交流センター 多目的ホール
(中央町10番地 キャンセ8階)

◆研修：社会人の基礎研修

社会人の心構え、ビジネスマナー（来客対応、電話対応等）

◆講演：『個力を伸ばし、組織力を高める～RED Wall～』

富岡 鉄平 氏（ラグビートップリーグ東芝ブレイブルーパス監督） 講師：富岡 鉄平 氏

◆申込方法：3月1日（火）から16日（水）までに、事業所ごとに参加申込書に
参加費（1人につき2,000円）を添えて、お申し込み下さい。

※定員がありますので、お早目にお申し込み下さい。（先着順）

〔（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員事業所については、同センターで参加費を負担します。〕

よかセンター鹿児島（☎285-0003）へお問い合わせ下さい。



■お申し込み■ 大会実行委員会事務局(山下町11-1 市雇用推進課内) ☎216-1325

よかセンター鹿児島 入会のおすすめ

会費わずか月額**600円**で

☆楽しいイベント盛りだくさん！

☆お祝金、お見舞金、弔慰金の給付！

☆健康管理に役立つ、各種受診助成！

☆各種割引指定店制度も多数！などなど

入会金
と
会費

入会金 300円（1人）

会費 月額600円（1人）

※会費は、税法上、損金または必要経費として処理できます。

社員が元気！
会社も発展！

共済給付事業

各種お祝金、弔慰金、お見舞金など

福利厚生事業

各種レクリエーション事業、人間ドック・PET・脳ドック受診助成、宿泊費助成、温泉入浴回数券助成、職場健康診断受診科助成など

融資あっせん事業

不時の出費の際の低利の融資



よかセンター鹿児島は、企業の福利厚生を充実させるため、鹿児島市が設立した公益財団法人です。皆様方の福利厚生に、ぜひご活用ください。

■お問い合わせ■ よかセンター鹿児島
〔（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター〕
中央町10番地 キャンセ7階
フリーダイヤル 0120-850154 ☎285-0003